

厚生労働省所管の独立行政法人における退職公務員の再就職状況について

<嘱託職員の状況について>

(調査内容)

- 嘱託職員（部課長相当以上）として、厚生労働省所管の独立行政法人に在籍する退職公務員について、その氏名、役職、担当業務及び年収を調査。

※ 下記の2つの要件に該当する者を対象に調査を実施。

- ① 平成21年11月17日現在で、嘱託職員として在籍する者（法人において部課長に相当する職以上（役員を除く。）とされている者）
- ② 退職公務員である者

(調査結果)

- 14法人中次の4法人において、それぞれ該当者があった。（詳細は別紙①のとおり）

法人名	該当者
高齢・障害者雇用支援機構	3名
労働政策研究・研修機構	1名
雇用・能力開発機構	5名
医薬基盤研究所	1名
合計	10名

※ 部課長相当以上の者以外で、年収800万円超の者が、医薬品医療機器総合機構において11名存在する。

- 上記の該当者の年収は、約840万円～約1,280万円の範囲であり、その分布については、次のとおりであった。（平成20年度の1年間の支給実績があった者）

年収（万円）	該当者
～1,000	1名
～1,200	2名
～1,400	4名

嘱託職員の状況について

法人名：（独）高齢・障害者雇用支援機構

該当者	役職	担当業務
3名	参事	機構の業務の実施に関し、役員及び職員に対して、専門的観点から指導又は助言を行う業務（内部監査に係る専門的業務）
	参事	機構の業務の実施に関し、役員及び職員に対して、専門的観点から指導又は助言を行う業務（コンプライアンス推進に係る専門的業務）
	参事	機構の業務の実施に関し、役員及び職員に対して、専門的観点から指導又は助言を行う業務（監事監査に係る専門的業務）

法人名：（独）労働政策研究・研修機構

該当者	役職	担当業務
1名	常任参与	調査研究全般を計量経済学の専門的な見地からアドバイスを行う業務

法人名：（独）雇用・能力開発機構

該当者	役職	担当業務
5名	常任参事	会計制度の見直しに関する業務
	参与	キャリアコンサルティング及び職業紹介に関する業務
	東京センター相談役	キャリア形成支援に関する業務
	職業能力開発総合大学校特別研究員	職業能力開発総合大学校能力開発研究センターに関する業務
	職業能力開発総合大学校客員研究員	職業能力開発総合大学校能力開発研究センターに関する業務

法人名：（独）医薬基盤研究所

氏名	役職	担当業務
1名	参与	財務会計に関する指導及び助言

<参考：部課長等への退職公務員の再就職の状況について>

(調査内容)

- あわせて、上記の者以外に、退職公務員の再就職者であって、当該法人において部課長相当以上（役員を除く。）であるものについて、氏名、役職、担当業務及び年収を調査。

※ 下記の2つの要件に該当する者を対象に調査を実施。

- ① 平成21年11月17日現在で、肩書き、常勤・非常勤、嘱託の別にかかわらず、法人において部課長に相当する職以上（役員を除く。）とされている者（現役出向を除く。）
- ② 退職公務員である者

(調査結果)

- 14法人中次の5法人において、それぞれ該当者があった。（詳細は別紙②のとおり）

法人名	該当者
高齢・障害者雇用支援機構	7名
福祉医療機構	4名
労働政策研究・研修機構	2名
雇用・能力開発機構	9名
労働者健康福祉機構	2名
合計	24名

※ このほか、厚生労働省を中途退職し、公募の採用試験を経て、法人に転職した者が、医薬品医療機器総合機構において3名いる。

- 上記の該当者の年収は、約790万円～約1,502万円の範囲であり、その分布については、次のとおりであった。（平成20年度の1年間の支給実績があった者）

年収（万円）	該当者
～800	1名
～1,000	7名
～1,200	6名
～1,400	1名
1,401～	1名

部長・課長等への再就職の状況について

法人名：（独）高齢・障害者雇用支援機構

該当者	役職	担当業務
7名	雇用開発推進部長	雇用開発推進部の長としての業務管理・職員管理等
	職業センター長	職業センターの長としての業務管理・職員管理等
	国立職業リハビリテーションセンター所長	施設の長としての業務運営管理・職員管理等
	福井障害者職業センター所長	施設の長としての業務運営管理・職員管理等
	長崎障害者職業センター所長	施設の長としての業務運営管理・職員管理等
	経理部長	経理部の長として業務管理・職員管理等
	経理部契約管財課長	契約管財課の長として契約業務・管財業務の管理等

法人名：（独）福祉医療機構

該当者	役職	担当業務
4名	総務部長	総務、人事の統括
	福祉貸付部長	福祉貸付事業の統括
	医療貸付部長	医療貸付事業の統括
	経理部長	経理業務の統括

法人名：（独）労働政策研究・研修機構

該当者	役職	担当業務
2名	研究所長	研究等全般の業務を掌理
	准教授	労働政策研究（職業分類の改訂に関する研究等）

法人名：（独）雇用・能力開発機構

該当者	役職	担当業務
	本部経理部長	経理部の統括に関する業務
	秋田センター統括所長	都道府県センター及び当該都道府県内施設の統括に関する業務
	福井センター統括所長	都道府県センター及び当該都道府県内施設の統括に関する業務

9名	大阪センター統括所長	都道府県センター及び当該都道府県内施設の統括に関する業務
	広島センター統括所長	都道府県センター及び当該都道府県内施設の統括に関する業務
	徳島センター統括所長	都道府県センター及び当該都道府県内施設の統括に関する業務
	愛媛センター統括所長	都道府県センター及び当該都道府県内施設の統括に関する業務
	福岡センター次長	都道府県センター統括所長の補佐に関する業務
	本部労働者財産形成部長	労働者財産形成部の統括に関する業務

法人名：（独）労働者健康福祉機構

氏名	役職	担当業務
2名	賃金援護部次長	・未払賃金立替払事業全般に関する統括 ・援護施設等の設置運営、労働安全衛生融資の貸付金の管理・回収の統括
	企画室長 (併)援護課長	・未払賃金立替払事業運営の企画立案 ・労災リハビリテーション作業所等の指導援助

事務連絡
平成21年12月25日

各府省官房長 各位

総務省人事・恩給局長
行政管理局長

独立行政法人における元国家公務員の非人件費ポストについて

今般、平成21年12月11日現在における全独立行政法人(98法人)の非人件費ポストに就いている元国家公務員の状況について各府省において調査していただいたところです。

総理からは、12月15日の閣僚懇談会において、独立行政法人について、年明け以降、徹底的な見直しを行うようご指示がありました。このご指示や今次調査の結果等を踏まえ、本日の閣僚懇談会において、総務大臣から各大臣に対し、それぞれのポストの職務、職責等を精査の上、その廃止を含め、適切に対処していただくようお願いしたところです。

各府省におかれましては、1)本日の総務大臣の発言の趣旨を踏まえた対応、及び先般の方針(平成21年12月8日付け事務連絡)の内容をも踏まえ、2)ア)今後、今次調査の対象(下記参照)に該当する年間報酬額1,000万円以上のポストの新設は行わない、また、イ)年間報酬額600万円以上1,000万円未満の同様のポストの新設についても、真に必要と認められるものを除き、これを行わないとの対応をとっていただくようお願いいたします。

また、この旨を貴管下の独立行政法人に対して要請していただくようお願いいたします。

記

常勤の国家公務員の退職者(以下のア～エを除く)であつて独立行政法人のポスト(常勤・非常勤は問わない)に就いているもののうち、その年間報酬額が600万円以上であるもの

(その年間報酬は、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)第53条第1項の規定により削減に取り組まなければならぬこととされている人件費以外から支出されているもの)

- ア 職務の専門性等を踏まえ、専ら教育、研究又は医療に従事した者
- イ 国家公務員としての勤務が一時的であった者
- ウ 国の機関の組織又は業務を承継した独立行政法人のプロパー職員
- エ 国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第19条第3項の規定に基づき退職手当を支給されていない者(いわゆる現役出向職員)

事務連絡
平成22年2月19日

各府省官房長 各位

総務省人事・恩給局長
行政管理局長

独立行政法人における元国家公務員の非人件費ポストについて(補足)

独立行政法人における元国家公務員の非人件費ポストについては、平成21年12月25日付け事務連絡(別紙)により、対応の基本方針をお示ししたところです。

今般、同基本方針に係る具体的指針・考え方を下記のとおり取りまとめましたので、各府省におかれましては、これに沿った対応をとっていただくようお願いいたします。

また、この旨を貴管下の独立行政法人に対して要請していただくようお願いいたします。

記

- (1) 年収1,000万円以上の元国家公務員の非人件費ポストの新設は行わない。
- (2) 年収600万円以上1,000万円未満の元国家公務員の非人件費ポストの新設
別紙事務連絡の「真に必要と認められるもの」とは、以下の基準のいずれかに合致するものとする。
 - ア 高度に専門的な技術知識の活用が必要な場合
高度に専門的な技術知識(医療知識を含む)が要求される特定分野の研究関連業務や検査・審査等の業務に、組織の構成員として従事させるため、委託契約ではなく雇用契約により期間を限定して契約する必要がある場合
 - イ コスト節減を図るために外部委託に代えて雇用契約によることが必要な場合
弁護士、弁理士等の特別な資格が要求される業務に関し、これを当該資格を有する元国家公務員又はその者が所属する外部機関との委託契約に基づき処理するよりも、雇用契約による職員として処理させることが、当該法人の支出削減になる場合

- (3) 年収600万円以上の既存の元国家公務員の非人件費ポストについて
別紙事務連絡により、「それぞれの職務、職責等を精査の上、その廃止を含め適切に対処することとされているところであるが、上記(2)に合致する年収600万円以上1,000万円未満のポストを除き、遅くとも年度内に廃止することを基本とする。

ただし、当該ポストを年度内に廃止した場合、当該独立行政法人の業務の円滑な運営に多大の支障を及ぼすと認められる場合には、当該独立行政法人の所管大臣が定める期間内に限り、その存続を認めるものとする。この場合において、所管大臣は、その給与水準について精査し、適切に対処するものとする。